

高知大学医学部オープンイノベーション拠点施設利用規則

令和3年7月14日
規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学と民間等外部機関によるオープンイノベーションの拠点として、高知大学医学部（以下「医学部」という。）に設置する高知大学医学部オープンイノベーション拠点施設（以下「拠点施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「拠点施設」とは、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）及び民間等外部機関が利用することができるシェアオフィス及び多目的スペースとして用いる医学部の施設をいう。

2 拠点施設は、医学部長が財産監守者と協議の上、指定するものとする。

(施設の利用)

第3条 次のいずれかに該当する者から申請があった場合は、拠点施設を申請者の利用に供することができる。

- (1) 高知大学寄附講座及び寄附研究部門規則第3条に規定する寄附講座及び寄附研究部門に係る寄附者
- (2) 高知大学共同研究講座及び共同研究部門規則第3条に規定する共同研究講座及び共同研究部門に係る経費負担を行う外部機関
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本学と書面により研究協力を行うことを約した外部機関
- (4) 本学の職員
- (5) その他医学部長が特に必要と認めた者

(利用の申請及び承認等)

第4条 拠点施設を利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、高知大学医学部オープンイノベーション拠点施設利用申請書（別紙様式1）（以下「利用申請書」という。）を医学部長に提出し、利用の承認を受けなければならない。

- 2 医学部長は、前項、第4項及び第6項の申請があったときは、利用申請書を審査の上、当該申請に対して承認するか否かを決定し、その旨を利用申請者に通知するものとする。
- 3 医学部長は、管理上必要な範囲で拠点施設の利用に条件を付することができる。
- 4 拠点施設の利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、利用申請書に記載した

事項について変更しようとするとき、又は変更を生じたときは、改めて利用申請書を医学部長に提出し、承認を受けなければならない。

5 第2項及び前項の承認の期間は、当該年度内に限るものとする。ただし、必要があると認めるときは、年度を超えて承認することができる。

6 利用者は、利用期間の更新を行おうとする場合、期間満了の3ヶ月前までに利用申請書を医学部長に提出し、利用の更新の承認を受けなければならない。この場合において、更新について承認する期間は、更新前の期間満了の日の翌日の属する年度内に限るものとする。

(利用の報告)

第5条 医学部長は、必要に応じて利用者に対し、利用に係る事項について報告を求めることができる。

(立入り)

第6条 医学部長は、管理上必要があるとき、又は緊急の必要があるときは、拠点施設に立ち入り、必要な措置を講じることができる。

(規則等の遵守)

第7条 利用者は、この規則及び第4条第3項の規定に基づき医学部長が付す条件（以下「利用承認条件等」という。）を遵守しなければならない。

2 医学部長は、利用者が前項に違反し、又は学部の運営に支障を与えるおそれがある場合は、利用の承認を取り消すことができる。

(利用料)

第8条 利用者は、別に定める利用料を原則として前納しなければならない。

2 利用申請書の提出に先立ち、本学と事前に協議し、本学が適当と認めた場合に限り、利用者は利用料を分納することができる。

3 既納の利用料は、原則として返還しない。

4 学内者が利用する場合は、利用料を徴収しない。

(費用の負担)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

(1) 備品の搬入及び搬出に要する費用

(2) 廃棄物等の保管及び処理に要する費用その他環境衛生の維持に要する費用

(3) その他利用者の負担とすべき費用

(安全衛生管理)

第10条 利用者は、安全及び衛生のために必要な措置をとらなければならない。

(施設の保全義務)

第11条 利用者は、利用承認条件等を遵守し、善良な管理者の注意をもって拠点施設を利用しなければならない。

2 利用者は、拠点施設の模様替え、改造その他現状を変更してはならない。ただし、事前に書面をもって医学部長の承認を得た場合は、この限りではない。

3 利用者は、利用承認の取消しがされたとき、又は利用期間が満了したときは、拠点施設を原状に回復し、医学部長の確認を受けなければならない。

(備品の搬入等)

第12条 利用者は、医学部長の承認を得て、必要な備品等を拠点施設に搬入して使用することができる。

2 利用者は、前項による備品等の使用が終了したときは、拠点施設から速やかに搬出しなければならない。

(損害の賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失により建物又は設備を破損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、拠点施設の利用に関し必要な事項は、医学部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年7月14日から施行する。

別紙様式 1 (第 4 条関係)

高知大学医学部オープンイノベーション拠点施設利用申請書

年 月 日

高知大学医学部長 殿

申請者 (代表者)
所属・職名

氏名

連絡先

下記のとおり、オープンイノベーション拠点施設を利用したいので、申請します。なお、利用にあたっては、高知大学医学部オープンイノベーション拠点施設利用規則等を遵守し、医学部長の指示に従うことを確約します。

記

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更		
利用場所	<input type="checkbox"/> ルーム 1		<input type="checkbox"/> ルーム 2
利用期間 (日) 及び利用時間	年 月 日 ~		年 月 日
	時 分 ~		時 分
利用の目的			
利用者名	所属	氏 名	連絡先
備考			

(注) 記載欄が不足する場合は、適宜用紙を設けて記載すること。
ルーム 2 (多目的スペース) を利用する場合は利用日及び利用時間を記載すること。